

提供日 2016/04/14
 タイトル 指定薬物を含む危険ドラッグの発見について
 担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課
 連絡先 薬物対策班
 TEL 054-221-2410



指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

1 要旨

静岡県では、危険ドラッグの乱用による事件や事故を防ぎ、安心、安全な社会作りを目指して、インターネットで流通する危険ドラッグを買上げ含有成分の検査を行い、違法薬物の流通の排除を図っています。
 平成28年1月～2月に買上げた4製品から指定薬物（*1）が検出されました。この製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに薬事課に連絡してください。

2 製品の名称等

No	製品名	通称名	物質名	指定薬物の適用日
1	Atomic Bomb	通称：5-MAPDB	1-（2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル）-N-メチルプロパン-2-アミン	平成27年12月5日
2	Fruity Loops	同上	同上	同上
3	Apocalypse	同上	同上	同上
4	ICEインパクトSE COND	4-FPM	2-（4-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン	平成28年3月19日（*2）

3 買上検査の概要

- (1) 買上年月日 平成28年1月19日（No. 4）、2月22日（No. 1～3）
- (2) 買上品目数 4製品
- (3) 買上げた販売サイト数 2サイト

4 県民の皆さんへの注意喚起

当該製品には人の健康に危害を及ぼす指定薬物が含まれています。使用により、健康被害や死亡に至る危険性もあります。当該製品をお持ちの方は決して使用しないでください。健康被害が疑われる場合は、直ちに医療機関を受診してください。県民の皆さんは、本製品だけでなく、危険ドラッグには絶対に関わらないでください。

薬事課連絡先 「危険ドラッグ通報・相談窓口」 054-221-3317

5 その他

今回の公表は、県民の健康被害を防止するために行うもので、販売サイトの名称等については、取締りの観点から差し控えます。

*1 指定薬物とは

医薬品医療機器法に基づいて指定された成分で、現在、2,343物質が指定されており、医療等の用途を除き、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている。

*2 指定薬物として適用となった日より前に買上げているため、法違反には問うことができません。